



WASEDA University  
早稲田大学

大学生用

# 早稲田大学 学生あんしんプラン

(団体総合生活保険)

大学生活を取り巻くさまざまなリスクに備える充実の補償でしっかりサポート！  
“もしも”に備えてさまざまな補償を用意しています。

団体割引  
**10%**  
適用



24時間365日 学生生活を守ります

自転車による賠償事故をはじめ  
アルバイト・インターンシップ中を含む日常生活  
の損害賠償事故を補償

被害者になった場合の弁護士費用やトラブル  
対応の費用を補償

ケガの入院・通院を1日目から補償

申込締切日

2025年3月31日

4月1日以降もお申込みいただけます。また、5月以降もお申込みは承っておりますが、保険料は異なりますので、「お手続きサイト」をご確認ください。

保険期間

2025年4月1日午前0時から2029年4月1日午後4時まで（4年間）

※4月1日以降にお申込みいただいた場合、手続き翌月1日の午前0時より加入者保険期間開始となります。

お申込方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。  
ネット募集システム「e-CHOICE」の「お手続きサイト」にアクセスし、必要事項を入力してお手続きください。

WEB



本チラシよりタイプ  
をお選びください。

以下の二次元コード画像またはURLよりお手続きください。

～3/31



～3/31 : <http://ezoo.jp/ds2/A012574000012504>

4/1～



4/1～ : <http://ezoo.jp/ds5/A0125740000125042411>

保険料の払込みは  
クレジットカード決済となります。



加入者票は5月下旬頃  
扶養者様宛に郵送します。



※ドメイン指定（受信拒否設定）を行っている場合は、必ず「@d1.tnfnf.co.jp」からのメールを受信可能に設定してください。設定しない場合、パスワード等のご連絡メールをお届けできない場合があります。

学籍を離れた日以降は補償の対象となりません。早稲田大学の学生でなくなった場合は必ずお申出ください。残期間に応じて保険料をご返金いたします。

お問い合わせ先

事故時の連絡先

代理店

早稲田大学グループ 保険代理店  
株式会社早稲田大学キャンパス保険センター  
住所：〒169-0051 東京都新宿区西早稲田1-9-12 大隈スクエアビル4階  
TEL：03-5272-3475（受付時間：平日午前9時～午後5時）

引受  
保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 担当課：公務第二部文教公務室  
住所：〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階  
TEL：03-3515-4133（受付時間：平日午前9時～午後5時）  
FAX：03-3515-4132

事故受付センター（東京海上日動安心110番）  
TEL：0120-720-110  
（受付時間：24時間365日）

# 早稲田大学 学生あんしんプラン の特徴

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、お手続きサイト掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

## 1 他人への賠償責任への備え (個人賠償責任)

国内外において、日常生活でお客様が他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内でお客様が他人から借りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

\*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



**POINT:**自転車通学中に他人に衝突・接触してケガを負わせてしまった、クラブの合宿先で旅館の設備を壊してしまった、アルバイト・インターン中に他人の物を壊してしまった等学生生活で起こりやすい第三者に対する賠償事故を補償します。

## 2 お子様のケガへの備え (こども傷害補償)

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、お子様がケガで死亡したり後遺障害が生じた場合、ケガで入院したり手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

- 熱中症になった場合も補償対象となります。(熱中症危険補償特約)
- 特定感染症により後遺障害が生じたり、入院した場合に各保険金をお支払いします。(特定感染症危険補償特約)
- 有毒ガス等による急性中毒、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒になった場合も補償対象となります。(細菌性食中毒等補償特約)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。(天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用))



## 3 お子様の病気への備え (入院・手術医療保険金支払特約、入院療養一時金支払特約)

お子様の病気に備えます。

- 病気で2日以上入院\*1したり手術や放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いします。(入院・手術医療保険金支払特約)  
※B・Dタイプでは、手術や放射線治療を受けた場合の手術医療保険金はお支払いの対象外です。  
\*1 1回の入院について60日を限度とします。
- 病気で60日以上入院が必要と診断された場合に保険金(一時金)をお支払いします。(入院療養一時金支払特約)



## 4 扶養者の万一への備え (育英費用・学業費用・疾病学業費用補償特約)

扶養者に万一のことがあった場合に備えます。 ※あらかじめ扶養者を指定していただきます。

- 国内外で扶養者がケガで死亡されたり重度後遺障害を被った場合に、育英費用保険金(一時金)をお支払いします。(育英費用補償特約)
- 国内外で扶養者がケガで死亡されたり重度後遺障害を被った場合、疾病により死亡した場合に、お支払対象期間中に実際にかかる学業費用(授業料等)を、支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。(学業費用補償特約、疾病による学業費用補償特約)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により扶養者がケガをし、そのケガにより死亡または重度後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。(天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用))

## 5 被害事故への備え (弁護士費用等(人格権侵害等) + トラブル対策費用)

国内において、お子様が急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり、物を壊されたり、名誉・プライバシーの侵害、痴漢\*1・ストーカー行為・嫌がらせ等を受けたり等の他人とのトラブル\*2でお子様が精神的苦痛を被った場合に、

- 法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより負担した弁護士費用または法律相談費用を補償(弁護士費用等(人格権侵害等))
- 防犯対策グッズの購入、転校やカウンセリング\*3に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。(トラブル対策費用)

\*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

\*2 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限り。職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

\*3 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー(スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。)によるカウンセリングに限り。



## 6 大家さんへの賠償責任への備え (借家人賠償責任)

【注】お子様が寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。)

国内における借戸室での事故により、お子様が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。



## 7 家財への備え (住宅内生活用動産)

【注】お子様が寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。)

国内において、お子様の所有する家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券、定期券、貴金属、宝石、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

※建物外に持ち出している間も補償されます。



# 保険金額・保険料表

保険期間：4年間、団体割引：10%、職種級別\*1：A  
 ※ご加入人数は1口のみです。

		自宅生プラン		一人暮らしプラン	
1	個人賠償責任保険金額 (記録情報限度額500万円)	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円
	2 お子様のケガ	死亡・後遺障害保険金額	400万円	200万円	400万円
入院保険金日額*2(1日あたり)		4,000円	2,000円	4,000円	2,000円
通院保険金日額(1日あたり)		1,500円	1,000円	1,500円	1,000円
熱中症危険補償特約		○	○	○	○
特定感染症危険補償特約*3		○	○	○	○
細菌性食中毒等補償特約		○	○	○	○
天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用)		○	○	○	○
3 お子様の病気等	入院・手術医療 入院医療保険金日額(1日あたり)*4	4,000円	2,000円 *5	4,000円	2,000円 *5
	入院療養一時金額	30万円	-	30万円	-
4 扶養者のケガ等	育英費用保険金額	500万円	500万円	500万円	500万円
	学業費用 学資費用保険金額	100万円	100万円	100万円	100万円
	疾病による 学業費用 疾病学資費用 保険金額	100万円	100万円	100万円	100万円
	学業費用支払終期	2029年4月1日	2029年4月1日	2029年4月1日	2029年4月1日
	天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用)	○	○	○	○
5	弁護士費用等(人格権侵害等)保険金額	300万円	300万円	300万円	300万円
	トラブル対策費用保険金額	20万円	20万円	20万円	20万円
6	借家人賠償責任保険金額	-	-	500万円	500万円
7	生活用動産保険金額 (免責金額(自己負担額):5,000円)	-	-	100万円	100万円
大学4年間分 保険料(一時払)		Aタイプ 133,450円	Bタイプ 103,270円	Cタイプ 146,000円	Dタイプ 115,820円

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。

- \*1 お子様継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくは《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- \*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。
- \*3 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します(死亡保険金・手術保険金はお支払いの対象外です。)
- \*4 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。また、時期を同じくして\*6 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
- \*5 手術医療保険金はお支払いの対象外です。
- \*6 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

## 保険の対象となる方(被保険者)について

### ■「保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1」としてご加入いただける方

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1」としてご加入できる方は、早稲田大学に在籍する学生の方(入学手続きを終えた方を含みます。)となります。

### ■「保険の対象となる方(被保険者)の範囲

「保険の対象となる方(被保険者)」は、以下の場合を除きご本人\*1のみとなります。

- ※個人賠償責任については、ご本人\*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人\*1に関する事故に限ります。)
- ※借家人賠償責任については、ご本人\*1が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人\*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(ご本人\*1の配偶者\*2または親族\*3に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(ご本人\*1に関する事故に限ります。)

### ■扶養者設定について

育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。

原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

- \*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
- \*2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(①婚姻意思\*4を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていることの要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)
- \*3 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- \*4 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

# サービスのご案内

## 「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

### ・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間\*1: 24時間365日

☎ 0120-708-110

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。  
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### 転院・患者移送手配\*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。

### ・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

- ・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
- ・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

☎ 0120-428-834

### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

### 各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

### ・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: ・法律相談 : 午前10時～午後6時  
・税務相談 : 午後2時～午後4時  
いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

- ・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
- ・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

☎ 0120-285-110

### 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

## ・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

### 【対象となる補償】

弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス：


午前10時～午後6時

 **0120-300-575**

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：

午前7時30分～午前9時30分／

午後5時～午後10時

 **0120-106-670**

受付時間：

いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

### いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

### 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

### ご注意ください

（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- \*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

※ このチラシは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「お手続きサイト」掲載の「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載しております。ご不明な点等がありましたら、代理店までお問い合わせください。団体総合生活保険の内容等については、表紙記載のURL内「お手続きサイト」にてご参照できます。

※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

### 本制度は早稲田大学のための制度です。

この保険は、学校法人早稲田大学を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人早稲田大学が有します。

### 保険料控除制度 についてのお知らせ

団体総合生活保険については、入院・手術医療保険金支払特約および入院療養一時金支払特約（病気による入院）に係る保険料が生命保険料控除\*1（介護医療用）の対象となります。控除証明書が必要となる場合はお手数ですが加入者票記載の営業店までご連絡ください（10月頃より受付開始）。

\*1 生命保険料控除制度の詳細内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご参照ください。